

○愛媛県地方港湾審議会条例

昭和49年3月26日条例第15号

改正

平成16年12月24日条例第47号

愛媛県地方港湾審議会条例を次のように公布する。

愛媛県地方港湾審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第35条の2第2項の規定に基づき、県の管理する重要港湾（以下「港湾」という。）に係る地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の地方港湾審議会の名称は、愛媛県地方港湾審議会（以下「審議会」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 法第3条の3第1項に規定する港湾計画に関する事項
- (2) 法第43条の5第1項に規定する港湾に係る港湾環境整備負担金に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項

(組織)

第4条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 港湾関係者
- (3) 地元市町を代表する者
- (4) 県職員
- (5) 県議会の議員
- (6) 国の地方行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

3 臨時委員は、第1項各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、前条第2項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合又は欠けた場合は、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について会長、委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、土木部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)